

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】当村の法定外繰入金額は、平成25・26・27年度予算ベースでそれぞれ1千万円計上しておりますが、決算では0円となっており法定外の繰り入れはしておりません。国保財政は特別会計で処理しています。特別会計の性質上、一般会計からの繰入金を増額することは適切ではないと考えています。納税者に対して合理的な説明が果たせません。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】国庫負担の増額については、今後も埼玉県国保協議会を通じて引き続き国へ陳情していくことになると思います。

③ 国の保険者支援金を活用してください。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用してください。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えて下さい。

【回答】2016年度実績 0円 2017年度の見込み額 0円

④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やすべく低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

【回答】国民健康保険税の賦課基準は応能・応益割5対5と考えておりますが、現行では応能割が68%を占めています。国保事業の健全運営を図るため、今後、平成30年度からの賦課方法の見直しや応能・応益割について検討してまいります。

⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

【回答】今後、近隣自治体や県と協議をする中で検討してまいります。

(2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません(2016年社保協アンケート)。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】国保税率の見直しと併せ、軽減税率の変更の検討も進めてまいります。また、生活保護基準を目安とした減免基準を定めた要綱はつくっておりませんが、平成30年度に向けた近隣自治体の動向を注視し、検討してまいります。

(3) 国保税滞納による資産の差押えについて

① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に6年連続で上昇2015年度91.45%に達しています。埼玉県内でも0.55ポイント上昇し90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度も納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】国保税の滞納については、原則差し押さえは行っていません。納税相談や訪問による面談において、説得を基本として納税をお願いしています。

② 2016 年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法 15 条にもとづく 2016 年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

【回答】2016 年度の実績は 0 件です。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017 年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より 3 自治体増え 26(41%)、10 件未満はゼロも含めて前年より 1 自治体減少し 40(63.5%)となりっています。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

【回答】資格証明書の発行は行っておりません。

(5) 窓口負担の減額・免除について

① 患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるといのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくって下さい。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

【回答】条例の制定は、現時点では考えておりませんが、滞納者の状況をよく把握した上で、対応を検討したいと思います。また、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

【回答】窓口相談等の機会をとらえて周知してまいります。

(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

① 市町村の運営協議会を存続させてください。

2018 年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させて下さい。

【回答】県に国保運営協議会が設置されたとしても、市町村の運営協議会は存続されます。

② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016 年度 23 自治体と 3 つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は 12 こちらも 1 つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【回答】当村の国保運営協議会の委員は9名で構成されていて、内被保険者の代表として3名の方に委員をお願いしています。選任方法については、地域や年齢のバランス等を勘案して村長が委嘱しているものです。地域の実情がありますので、公募については現時点では考えておりません。

③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年から4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

【回答】会議は原則公開です。議事録は、東秩父村情報公開条例に基づき公開いたします。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】本村は、平成27年度から特定健診の自己負担を廃止しています。健診は7月末の日曜日を含む3日間、保健センターにて集団健診を実施し、6月から12月に比企医師会医療機関で個別健診を受診できるようにしています。

② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにしてください。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】本村は、平成27年度からがん検診の自己負担を廃止しています。特定健診の集団健診時には複数のがん検診が同時受信可能です。子宮がん検診は個別健診を実施しています。

③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】保健センターが主体となり、地域包括支援センターと協力して運動教室等を開催し、住民の健康づくりのきっかけづくりに努めています。平成28年度から埼玉県健康長寿モデル事業に参加し、今までの運動教室に加え、自宅でも取り組める筋トレやストレッチ体操、ウォーキングを行い、更なる健康寿命の延伸を図っています。また、平成28年度から介護予防サポーターの養成にも取り組み、地域の集会所等でできる介護予防体操の実施も村内に広がりつつあります。

更に今年度から、埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加し、専用の歩数計を使い村内7箇所のタブレットリーダーで読み取ることによりポイントが貯まり、ポイントに応じて抽選により景品が当たる事業に100名の方が申し込まれました。来年度以降も参加者を増やしていく予定です。

今現在、保健センターに2人、地域包括支援センターに1人の保健師が居ますが、保健師の増員は難しい状況ですが、運動教室には運動指導士をお願いし、指導にあた

ってもらっています。

2. 後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】平成27年度から、全ての対象者に自己負担なしで健診、各種がん検診を受診してもらうようにしましたが、人間ドック及び歯科健診の無料化については財政的な理由から困難な状況です。ただし、人間ドック費用の助成については、平成30年度予算に要求する予定です。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】資格証明書の発行は現在していません。短期保険証については、滞納者と相談・訪問等を行い、慎重に対応しています。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えて下さい。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

【回答】本村は、平成28年4月から要支援者に対する訪問介護と通所介護は総合事業へ移行しています。総合事業へ移行前からサービスを利用している場合はみなし指定サービス事業所を利用し、事業内容は変わっていません。利用者負担につきましては、国の上限を基準にしています。

2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視されるところですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

【回答】認知症対策については、平成24年度から年数回認知症センター養成講座と平成27年度から年1回認知症講演会を開催し認知症の理解促進を図っています。また、昨年度から中学2年生を対象に認知症センター養成講座を開始し、将来の地域の担い手である中学生に理解を深めることを始めました。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内30ヵ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

【回答】定期巡回・随時対応サービスについては、サービス提供事業所がなく未実施の状況が続いています。このサービスがあれば在宅生活を継続できる住民はいると思いますが、サービス提供事業所が現在もなく、今後についても不明です。

在宅医療連携拠点については、現在、埼玉県の補助を受け、比企医師会で連携拠点を運営してもらっています。平成29年度で県の補助が打ち切られるので、現在管内9市町村と医師会で平成30年度からの費用負担等について協議中ですが、比企医師会で連携拠点については引き続き運営してくれることになっています。課題については、退院支援や在宅介護に関する相互理解、情報交換・共有の場や関係の構築等が挙げられています。

4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上としたことからも、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】廃校になった小学校跡地に、特別養護老人ホームを運営する事業者が決定し、平成31年4月開設予定で今年10月に着工予定になっています。

要介護2以下で施設入所を希望する場合には、特例入所対象者に該当するかを確認し、入所希望施設と協議します。

5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

【回答】近隣自治体や関係機関と連携を図りながら取り組むとともに、本村にも平成31年4月開所予定の特別養護老人ホーム等が建設されることになっていますので、人材確保については村として協力できることを検討し、必要があれば県と協議し必要な対策を講じていきたいと思います。

6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

【回答】今後、近隣自治体や県と協議をする中で検討してまいります。

7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置とともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

【回答】現在、保健師1名、主任介護支援専門員1名、事務職1名の計3名体制で、介護認定業務も兼務で実施している状況です。職員の増員は難しい状況がありますので、現在は、社会福祉協議会の機能を強化し、委託できるものはお願いしたいと考えています。

医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割としては、地域住民の相談窓口として、連携拠点との繋ぎ役と考えています。

地域医療介護総合確保基金については、本村では活用していません。

8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

【回答】低所得者に対して、介護サービス利用料の一部を村独自で助成し、負担軽減を図っています。生活保護基準を目安とした減免基準はありません。利用料の変更について制度の趣旨を説明し、ご理解をいただいているものと考えています。

9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

【回答】本村の第6期の介護保険料は、県内で最高額となっています。第7期の介護保険料については、今後の調査結果と向こう3年間の給付見込みを基に介護保険制度に基づき算出することになります。

第7期の介護保険は、現在、ニーズ調査及び実態調査の集計中であり、調査結果はまで出ていません。

平成28年度の給付総額と被保険者数は、被保険者数はほぼ見込み通りに推移していますが、給付総額については、見込みを下回っている状況です。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

【回答】障害者差別解消法の施行に伴い、本村でも障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項を策定し、窓口対応等しています。障害者差別解消支援協議会を検討するとともに差別とは何かを共有できるように努力します。

また、共生社会をイメージして東秩父村で取り組めることのできる公共施設等障害者用駐車場及び障害者用トイレ等の設置を検討していきます。

2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】地域で生活している障害者や家族が安心して暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの拡充に努めていきたいと思います。

緊急時のショートステイ等の基盤整備につきましては、財政上困難と考えます。

3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の待遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】東秩父村には地域活動支援センターはありません。

4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

【回答】障害者生活サポート事業は導入済みです。

東秩父村障害者生活サポート事業は本人負担額を1時間300円とし、埼玉県内で最も低い額に設定し、利用者の負担軽減を図っています。

また、県に補助額の増額及び応能負担については、県に要望していきます。

5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

(1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【回答】比企郡市の市町村で障害者自立支援協議会を設置し、活性化を図っています。障害者、家族の生活実態を把握するモニタリング機能を高め、支援計画に反映していきます。

(2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に県域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、

近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

【回答】入所支援施設やグループホーム等の施設整備計画について、近隣自治体（比企郡市の市町村）と連携し、協議検討していきます。

6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

【回答】東秩父村は、障害者福祉担当が住民福祉課、介護保険担当が保健衛生課となっており、関係各課で協議し、利用者が選択できるよう支援していきます。

また、根拠のないローカルルールは導入・実施しません。

7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

【回答】現在、村では償還払いで実施しており、現物給付については、近隣の市町の状況把握等広域的に検討していきます。対象者については、埼玉県の規定どおりとさせていただきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】東秩父村は潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数はありません。(4/1時点)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすす

めてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

【回答】現在村には公立の認可保育所が1カ所ありますが、定員90名（1～5歳児）に対し入所児童は36名となっているため、待機児童がいないことから認可保育所の増設については困難と思われます。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に10000円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

【回答】待機児童がいないため保育士を増員することは困難と考えますが、平成29年10月頃から0歳児保育を実施する予定であり、平成29年度1名保育士を増員しました。

3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

【回答】保育料補助については、国の徴収基準額の50～70%を村で補助し、保護者（利用者負担額）の負担軽減を図っています。多子世帯の保育料軽減の拡充については、今後、埼玉県又は近隣市町の動向により検討していきます。

4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

【回答】基本的に保育の実施責任は市町村にあると思います。
子ども・子育て支援制度実施により、保育に格差が生じないよう必要な支援をしていきたいと思います。

【学童】

5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

【回答】村には公設民営の学童クラブが1カ所あり、定員数40名に対し、入所児童数

は8名となっています。

6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。

厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

【回答】村には公設民営の学童クラブが1カ所あり、今年度4月現在の入所児童数は8名となっており、指導員は3名で対応しています。「放課後指導支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の活用を検討します。

7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

【回答】トイレは男女別になっていますが、老朽化しているのが現状です。今後、洋式トイレに改修するなど検討していきます。また、空調設備については、各部屋にエアコンを設置しております。

【子ども医療費助成】

8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】村では平成28年度から18歳年度末まで拡大しました。

子どもの医療費助成制度は国の制度とし、他県同様埼玉県も中学3年生まで埼玉県が助成すべきだと思います。国や県へ要請していくことを検討します。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことないのちに関わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口に置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

【回答】役場の各部署に来庁された、生活困窮者に対し生活保護の制度の利用につな

がるよう担当部局に協力要請していきます。いのちに関わる事件が発生しないよう、制度の正しい説明を広く住民に知らせるように検討していきます。

2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

【回答】個人情報保護に反する申請時の一括同意書はやめる方向で検討していきます。

3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

【回答】生活保護受給前の国保税については、生活保護法の趣旨を尊重し、督促や強制徴収しないようにしていきます。

4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯のくらしが圧迫され、健康で文化的なくらしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

【回答】近隣市町の状況等を把握し、国に要請していくことを検討していきます。

5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やしてください。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官OBの配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

【回答】埼玉県西部福祉事務所のケースワーカーを少なくとも厚生労働省が示す標準数まで増やす要望をするとともに親切、丁寧な対応をお願いしていきます。

6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

【回答】無料低額宿泊所に長期入所させないよう、埼玉県西部福祉事務所のケースワーカーに協議していきます。

7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えて下さい。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないよう
に生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。
子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

【回答】

8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効
果的に実施することになっています。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、
住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、
高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

【回答】生活福祉資金の活用について、村社会福祉協議会と協議検討し、住民に広く
周知できる方法で案内していくことを検討します。

【就学援助】

9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可
能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新
入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学20,470円から40,600円、中学校入学
23,550円から47,400円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月
25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡
充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにして
ください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法26条の「義務教育は無償」に基づ
く就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子ど
もの心を痛めない方法で実施してください。

【回答】就学援助制度の関係は教育委員会が担当部局になっているため、今後、教育
委員会と協議検討していきます。就学援助制度は国民の権利であることを保護者に周
知するよう努力します。

以上